

— 参 考 资 料 —

特定施設一覧

水質汚濁防止法施行令 別表第1(第1条関係)

一	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 選鉱施設</p> <p>ロ 選炭施設</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設</p> <p>ニ 掘さく用の泥水分離施設</p>
一の二	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>
二	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)</p> <p>ハ 湯煮施設</p>
三	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水産動物原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 脱水施設</p> <p>ニ ろ過施設</p> <p>ホ 湯煮施設</p>
四	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 圧搾施設</p> <p>ニ 湯煮施設</p>
五	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設</p> <p>ハ 湯煮施設</p> <p>ニ 濃縮施設</p> <p>ホ 精製施設</p> <p>へ ろ過施設</p>
六	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
七	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ 分離施設</p> <p>ホ 精製施設</p>
八	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
九	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>

十	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
十三	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
十六	めん類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルクット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
二十	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設

二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
二十一の三	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
二十一の四	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
二十三	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
二十三の二	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
二十五	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
二十六	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
二十七	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

二十八	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
二十九	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	<p>発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
三十一	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
三十二	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
三十五	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
三十六	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

三十七	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設</p>
三十八	<p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設 ロ 塩析施設</p>
三十九	<p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設</p>
四十	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設</p>
四十一	<p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 抽出施設</p>
四十二	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設</p>
四十三	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
四十四	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 ロ 脱水施設</p>
四十五	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設</p>
四十六	<p>第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設</p>

四十七	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
四十八	火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九	農薬製造業の用に供する混合施設
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
五十二	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
五十四	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
五十五	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)

- ハ 焼入れ施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
- ヘ 湿式集じん施設

六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 焼入れ施設
- ロ 電解式洗浄施設
- ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)

六十四の二 水道施設(水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十二年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

- イ 沈でん施設
- ロ ろ過施設

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

六十六 電気めっき施設

六十六の二 旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第三百八十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗たく施設
- ハ 入浴施設

六十六の三 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の四 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の五 飲食店(次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

六十六の七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

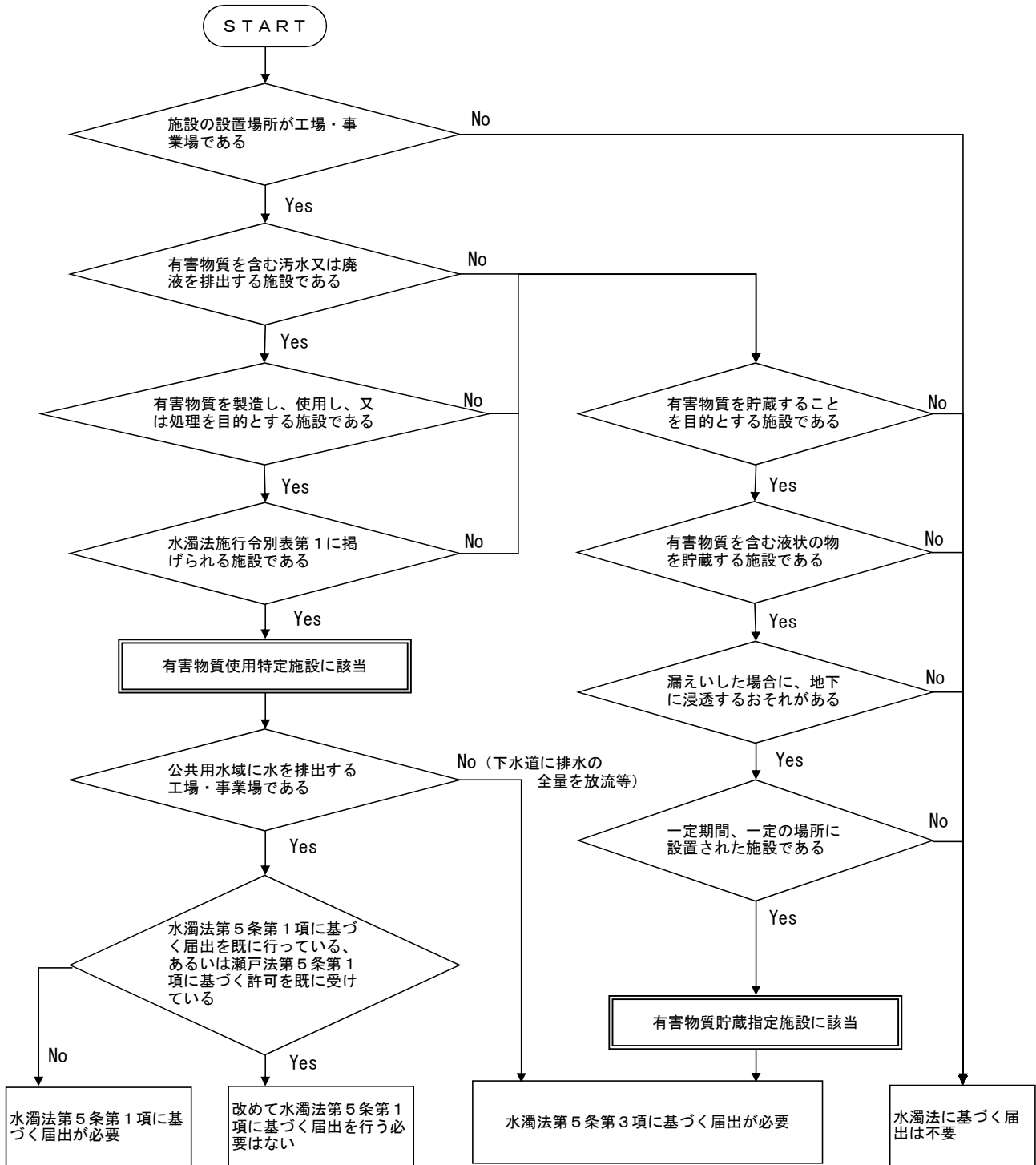
六十七 洗たく業の用に供する洗浄施設

六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

六十八の二	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二	中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三	地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)
七十の二	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
七十一	自動式車両洗浄施設
七十一の二	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
七十二	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)
七十三	下水道終末処理施設
七十四	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

届出対象施設判定フローチャート

○本フローチャートは、平成23年の水質汚濁防止法の改正に伴い、平成24年6月の改正法施行時に届出が必要かどうかを判定するものです。それ以外の変更等に必要手続きについては、マニュアルの第3章を参照ください。
○フローチャートにおける用語の解説については、マニュアルのp7～p15を参照ください。



- (注1) 「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏えいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。
- (注2) 水濁法第5条第2項に基づく届出を行っている事業場については本フローチャートの対象から除いている。
- (注3) 瀬戸法とは瀬戸内海環境保全特別措置法の略。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の届出例

工場・事業場において設置する施設が、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に該当する場合には、水質汚濁防止法に基づいて都道府県等に届出を提出する必要があるが、届出は、水質汚濁防止法施行規則様式第1により行うこととされている。また、このほか、氏名、住所、工場・事業場の名称、所在地等の届出事項の変更の場合には、様式第5、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第6による届出書によって行うこととされている。

なお、様式第1において、第5条第1項関係は、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に水を排出する場合、第5条第2項関係は、地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる場合、第5条第3項関係は、下水道に排水の全量を放流等する場合及び有害物質貯蔵指定施設に該当する場合に記載が必要となり、それぞれの施設の定義については、第2章に説明している。

ここでは、「様式第1」のうち、水質汚濁防止法の改正に伴い改正される部分について、改正案を収録（下線は現行様式からの修正部分を示す）するとともに、届出の際の参考となるよう、記載に当たっての留意事項を盛り込んだ。最終的な様式は、水質汚濁防止法施行規則が改正される際に公布されることとなるため、ここで示しているものは様式案であることに留意する必要がある。

全体の記載を通じては、施設の構造、設備及び使用の方法がそれぞれの基準に適合していることが必要である点に留意することが重要である。また、特に同等以上の効果を有する措置に該当する場合には、その旨が分かるように「その他参考となるべき事項」の欄に記載することが必要である。

※様式第1については、様式第1及びその別紙として、別紙1、別紙1の2、別紙12、13、14、15を収録しており、これ以外にも別紙が添付されている点に留意すること。

※下線は現行様式からの修正案（最終的な様式については今後公布されることに留意。）

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

ここでは、特定施設か、有害物質貯蔵指定施設かを選択（以下「（ ）」の表記は同様）。

年 月 日

都道府県知事
殿
(市長)

氏名又は名称及び住所並びに法人に
届出者 印
あつてはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	<u>有害物質使用特定施設の該当の有無</u>		※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	<u>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</u>			
	<u>△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造</u>	別紙12のとおり。		
	<u>△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備</u>	別紙13のとおり。		
	<u>△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法</u>	別紙14のとおり。		
	<u>△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統</u>	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、有害物質使用特定施設に該当する場合には○印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設名を記載すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
設 備		施設に付帯する設備を記載
構 造		検知設備を有する場合にはその旨記載のこと
主 要 寸 法		
配 置		地下に設置されている場合にはその旨を明記すること
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		地下に設置されている場合にはその旨を明記すること
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		施設に付帯する設備を記載
構 造		検知設備を有する場合にはその旨記載のこと
主 要 寸 法		
配 置		地下に設置されている場合にはその旨を明記すること
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用指定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設である場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>			
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量(m³/日)</p>

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

水濁法政令市一覧

都道府県	水濁法政令市				
北海道	札幌市	函館市	旭川市		
青森県	青森市	八戸市			
岩手県	盛岡市				
宮城県	仙台市				
秋田県	秋田市				
山形県	山形市				
福島県	福島市	郡山市	いわき市		
茨城県	水戸市	つくば市			
栃木県	宇都宮市				
群馬県	前橋市	高崎市	伊勢崎市	太田市	
埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	所沢市
	春日部市	草加市	越谷市		
千葉県	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	柏市
	市原市				
東京都	八王子市	町田市	特別区(23区)		
神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	藤沢市
	小田原市	茅ヶ崎市	相模原市	厚木市	大和市
新潟県	新潟市	長岡市	上越市		
富山県	富山市				
石川県	金沢市				
福井県	福井市				
山梨県	甲府市				
長野県	長野市	松本市			
岐阜県	岐阜市				
静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	
愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市
	豊田市				
三重県	四日市市				
滋賀県	大津市				
京都府	京都市				
大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市
	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市
	東大阪市				
兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	加古川市	宝塚市			
奈良県	奈良市				
和歌山県	和歌山市				
鳥取県	鳥取市				
島根県					
岡山県	岡山市	倉敷市			
広島県	広島市	呉市	福山市		
山口県	下関市				
徳島県	徳島市				
香川県	高松市				
愛媛県	松山市				
高知県	高知市				
福岡県	北九州市	福岡市	久留米市		
佐賀県					
長崎県	長崎市	佐世保市			
熊本県	熊本市				
大分県	大分市				
宮崎県	宮崎市				
鹿児島県	鹿児島市				
沖縄県					

※水濁法第28条の規定に基づく政令市であっても、実際には水濁法の事務を行っていない場合があります。詳しく関係地方公共団体にご確認ください。

平成23年12月末時点

漏えい等を確認する設備・手法

確認方法	点検手法	漏えい等を確認するためのコストと労力の例								適用性								
		一回の労力の例	点検頻度の例	初年度概算費用の例 ※計測機器メーカーへのヒアリング結果(平成23年度時点)に基づく概算費用であり、一例である点に留意すること。				備考	施設			地下水		物質 ※詳細は 次頁参照	備考			
				設備費	ランニングコスト	試験等委託費	合計		貯蔵タンク	施設設備配管	排水溝	(約)高5m以浅	(約)低5m以深					
漏えいの点検の例	気密状態の試験	ガス加圧法等、加圧等による簡易検知 ※右記コスト例は消防法の方法を想定	2時間	年1回以上	-	-	-	6万円	6万円		○	○	○	○	○	○	密閉できる貯蔵タンク等に限る/点検時は施設の運転に制約が必要な場合がある	
	湛水による試験	液面計等による湛水試験	数時間 (湛水期間のうちの作業時間)		5~15万円 (固定式液面計)	-	-	-	5~15万円		○	○	○	○	○	○	湛水が可能な施設に限る/点検時は施設の運転に制約が必要な場合がある	
	その他	流量計等により一定時間流量を測定し流量低下の有無を測定	数時間 (流量測定期間のうちの作業時間)		77~247万円 (流量計2基70~240万+設置費7万)	-	-	-	77~247万円	77~247万円	流量計の費用は口径により差がある(φ20mm:35万円程度、φ100mm:120万円程度)	○	○	○	○	○	○	流量を測定できる配管・側溝等に限る/粘度5mm ² /s以下
漏えいの有無の検知の例	検査管等による確認	有害物質濃度の分析	短時間	月に1回以上 (有害物質の濃度の測定による場合は、3月に1回以上)	-	○ 20万円/箇所	-	0.4~2万円 (公定法)	20~22万円/箇所 (+追加分析費)	公定法による分析を1項目1検体行くと仮定/年間の頻度により差が生ずることに注意(左記は年1回分)/観測井は数年間に1回程度、洗浄が必要(約15万円/回)	○	○	○	○	○	○		
		五感による確認(官能試験)等 ※消防法の方法では、地中に埋設された漏えい検査管を使用し、タンクから漏えいした危険物を覚知(検査棒を挿入し、油分等の付着の有無や地下水の有無を確認、目視による検査管内の危険物流入のないことの確認(必要に応じ検査管内部の可燃性蒸気の有無の確認等))	短時間		-	○ 20~30万円/箇所 (検査管)	-	-	20~30万円/箇所		○	○	○	○	○	観測井の設置が必要	におい、色があるもの	におい・色がない物質であっても、それを含む溶剤に、におい・色がある場合は適用できる
		油分の検知	確認のみ(自動検知)		35万円 (水面の浮遊油膜検知機30万+警報装置5万)	-	-	-	35万円		○	○	○	○	○	○	水より比重が小さく不溶性のもの(ベンゼン)	ピット内に設置され、漏洩物が樹等に集められる構造となっている施設に限る
			確認のみ(自動検知)		145万円 (床面の浮遊油膜検知機140万+警報装置5万)	-	10万円 (モジュールユニット)	-	155万円		○	○	○	○	○	同上	同上	同上
		有害物質の簡易分析	短時間		6万円 (土壌ガス採取管)	-	1万円 (気体検知管)	-	7万円	1物質を、1週間に1回測定すると仮定	○	○	○	○	○	○	シアン、VOC各種、ふっ素、アンモニア	揮発しやすいものに限る
			短時間		0~18万円 (測定キット)	○ 20万円/箇所	1~3万円 (液体検知管)	-	21~41万円/箇所	1物質を、1週間に1回測定すると仮定(※As及びHgの測定キットは18万円程度)/観測井は数年間に1回程度、洗浄が必要(約15万円/回)	○	○	○	○	○	○	六価クロム、砒素、水銀	測定器具等が市販されているのは、左記の物質のみ
	短時間		24~33万円 (イオン濃度計20万+電極4~13万)	○ 20万円/箇所	4~13万 (電極)	-	48~66万円/箇所	対象は1物質と仮定/観測井は数年間に1回程度、洗浄が必要(約15万円/回)	○	○	○	○	○	○	カドミウム、シアン、鉛、ふっ素、アンモニア	同上		
	短時間		3万円 (EC・pH計)	○ 20万円/箇所	1万円 (電極)	-	24万円/箇所	観測井は数年間に1回程度、洗浄が必要(約15万円/回)	○	○	○	○	○	○	水に溶けやすいもの(VOC、農業等以外の物質)	難溶性物質であっても、それを含む溶剤が水に溶けやすく、地下水のEc・pHを変化させうる場合は適用できる可能性がある(例;農業)/元来、Ec・pHが高い地域等では適用に検討を要する		
	流量・貯蔵量による確認(水の収支の管理)	検尺棒による有害物質を含む水の貯蔵量の変化の測定 ※右記コスト例は消防法の方法を想定	短時間	-	-	-	0万円		○	同上	○	○	○	○	○	○	貯蔵施設を想定したもの	
		液面計等による有害物質を含む水の貯蔵量の変化の測定 ※右記コスト例は消防法の方法を想定	短時間	5~15万円 (固定式液面計)	-	-	-	5~15万円		○	同上	○	○	○	○	○	同上	
			短時間	60~70万円 (遠隔式液面計)	-	-	-	60~70万円	対象施設から離れた部屋などで遠隔監視ができる	○	同上	○	○	○	○	○	同上	
		流量計等による有害物質を含む水の取排量(流量)変動の測定 ※右記コスト例は消防法の方法を想定	短時間	77~247万円 (流量計2基70~240万+設置費7万)	-	-	-	77~247万円	77~247万円	流量計の費用は口径により差がある(φ25mm:35万円程度、φ100mm:120万円程度)	○	○	○	○	○	○	流量を測定できる配管・側溝等に限る/粘度5mm ² /s	
土壌水分	土壌水分量の測定	短時間	23万円 (土壌水分計20万+施工費3万)	-	-	-	23万円		○	○	○	○	○	○	○	屋外の施設では雨天時に留意が必要		
その他	微小な漏れを検知する方法	高精度の設備により漏えいの有無を常時監視 ※右記コスト例は消防法の方法を想定	確認のみ(自動検知)	- (常時監視)	200万円 (高精度油面計+警報システム)	-	2万円 (計器校正)	-	202万円	警報システム導入と仮定/1システムでタンク最大8基まで拡張可能(+約20万円/基)	○	付帯配管に限る	○	○	○	○	比重1以下、粘度150mm ² /s以下	

※ 消防法については、地下貯蔵タンク等及び地下埋設配管の漏れの点検の例(平成16年3月18日消防危第33号より)

電気伝導率と pH の測定事例

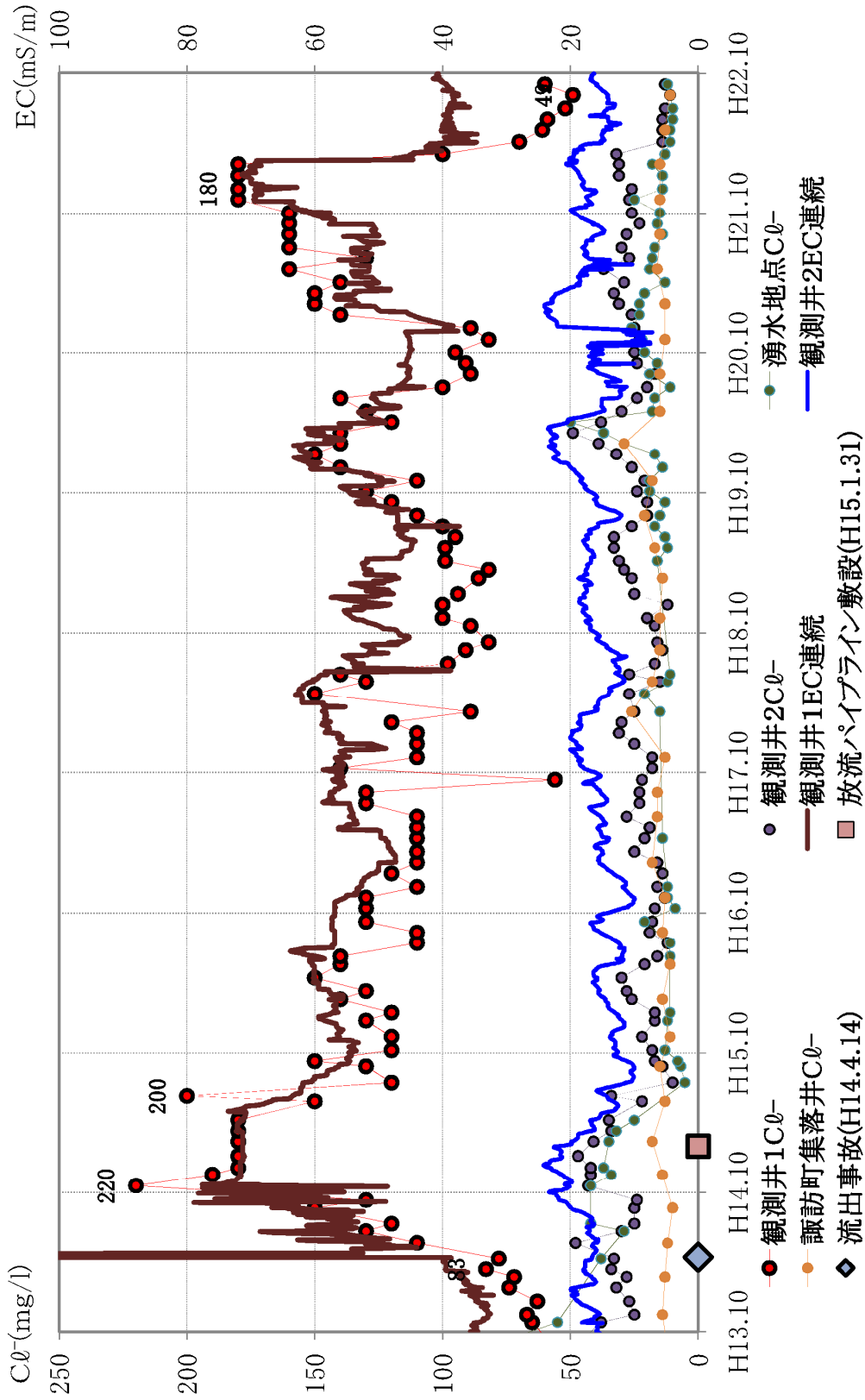


図-1 観測井地下水の電気伝導率 (EC) 連続観測測定結果と塩化物イオン (Cl⁻) 濃度測定結果例 (例)

出典：愛岐処分場環境モニタリング結果、名古屋環境局、平成22年12月

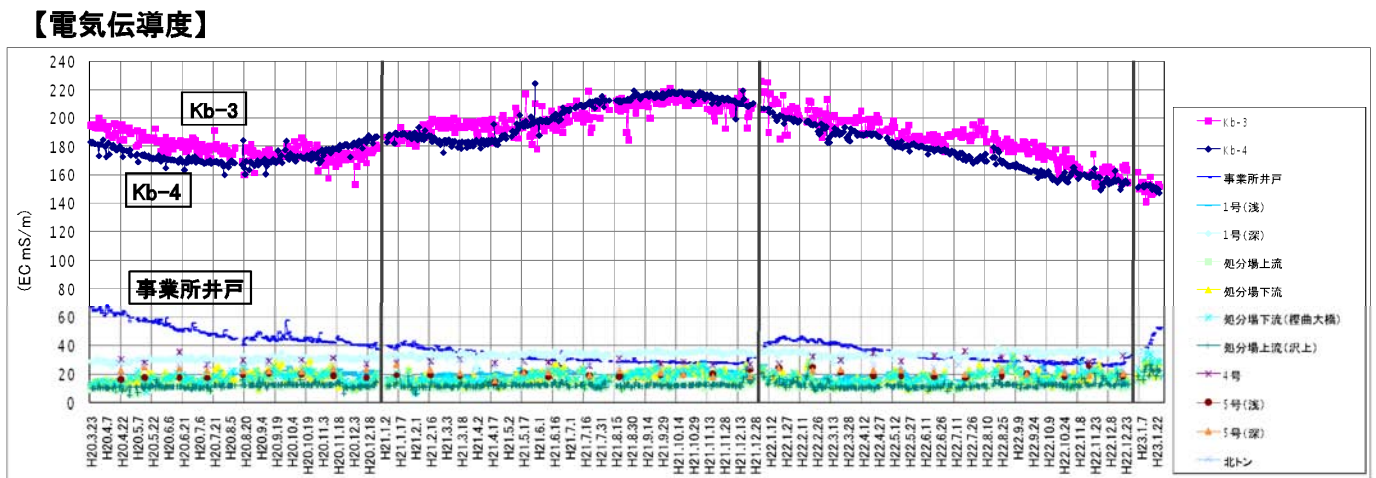
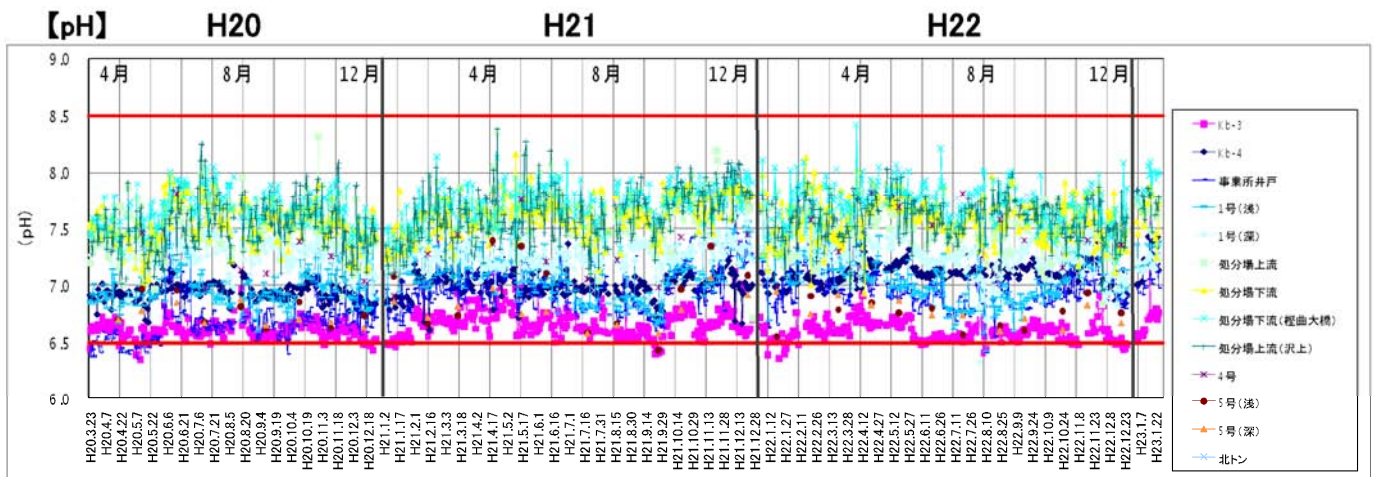


図-2 施工中の周辺環境監視（水質監視）（例）

出典：モニタリング調査結果について（平成22年度敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会「資料3」）、福井県・敦賀市、平成23年3月21日

他法令における点検に関する規定の概要

凡例

法律より引用 政令より引用 省令より引用 告示より引用 通知より引用

点検箇所		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管	
消防法	製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所、一般取扱所	定期点検（法10条4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う）	1回以上/年	3年	
	10,000 kL未満の特定屋外タンク	内部点検	1回以上/13年	26年	
	地下貯蔵タンク	ガス加圧法/液体加圧法/微加圧法/微減圧法/その他の方法	1回以上/年 ※完成検査日から15年以内のもの、危険物の漏れを覚知しその漏洩拡散を防止するための措置済みもの→1回以上/3年	3年	
	二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻	ガス加圧法/減圧法/その他の方法	1回以上/3年	3年	
	地下埋設配管	ガス加圧法/液体加圧法/微加圧法/微減圧法/その他の方法	1回以上/年 ※地下貯蔵タンクに同じ	3年	
	移動タンク貯蔵所	ガス加圧法/液体加圧法	1回以上/5年	10年	
	固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所	・泡放出口からの泡放出により、発泡倍率、放射圧力、混合率等が適正であることの確認 ・泡放出口又はその直近に設けた試験口等からの泡水溶液又は水の放出により送液機能が適正であること並びに試験により泡消火薬剤の性状及び性能が適正であることの確認			
	消防用設備等	消化器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	1回/6ヶ月	
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	機器点検	1回/6ヶ月	
			総合点検	1回/年	
配線		総合点検	1回/年		
石炭法	特定防災施設等	流出油等防止堤 消火用屋外給水施設 非常通報設備	外観点検・機能点検・総合点検	1回以上/年	3年

※石油コンビナート等災害対策法

凡 例

法律より引用 政令より引用 省令より引用 告示より引用 通知より引用

点検箇所 (安衛法については一例として一部抜粋)		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管		
安衛法	化学設備及び 付属設備	内部	爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無	1回/2年	3年	
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無			
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態			
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能			
		冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置の機能	左記の機能			
		予備動力源	左記の機能			
		内部	爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無			その附属設備を初めて使用するとき、分解して改造若しくは修理をおこなったとき、又は引き続き一月以上使用しなかったとき
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無			
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態			
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能			
	冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置の機能	左記の機能				
	予備動力源	左記の機能	使用開始前			
	電気機械器具等	溶接棒等ホルダー		絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無		
		交流アーク溶接機用自動電撃防止装置		左記装置の作動状態		
		感電防止用漏電しゃ断装置		左記装置の作動状態		
		電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分の接地をしたもの		接地線の切断、接地極の浮上がり等の異常の有無		
		移動電線及びこれに附属する接続器具		被覆又は外装の損傷の有無		
		検電器具		検電性能		
		短絡接地器具		取付金具及び接地導線の損傷の有無		
		絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業用器		ひび、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状態		
電気機械器具の囲い等		囲い及び絶縁覆いについてその損傷の有無		1回以上/月		
除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置		構造部分	構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度	1回以上/1年	3年	
	除じん装置又は排ガス処理装置	除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態				
除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置	ろ過除じん方式の除じん装置	ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無および処理能力	左記の適否			
	処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等	左記の適否				
特定化学設備又はその附属設備	設備の内部	損壊の原因となるおそれのある物の有無	1回以上/2年	3年		
	内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無				
	ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態				
	安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能				
	冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	左記の機能				
予備動力源	左記の機能	1回以上/2年	3年			
配管	継手部			溶接による損傷、変形及び腐食の有無		
	フランジ、バルブ、コック等			左記の状態		
	配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプ	継手部の損傷、変形及び腐食の有無				

※労働安全衛生法

凡例

法律より引用 政令より引用 省令より引用 告示より引用 通知より引用

点検箇所 (安衛法については、一部抜粋)		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管	
安衛法(つづき)	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置	設備の内部	損壊の原因となるおそれのある物の有無	装置を初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったとき	3年
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無		
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態		
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能		
		冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	左記の機能		
		予備動力源	左記の機能		
	特定化学設備又はその附属設備	設備の内部	損壊の原因となるおそれのある物の有無	特定化学設備又はその附属設備をはじめで使用するとき、分解して改造若しくは修理を行なったとき、又は引続き一月以上使用を休止した後に使用するとき	3年
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無		
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態		
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能		
		冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	左記の機能		
	予備動力源	左記の機能			
	石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場		第一類物質又は第二類物質の空気中における濃度を測定	1回以上/6ヶ月	3年
	特殊な作業等の管理	塩素化ビフェニル等	塩素化ビフェニル等が入っている容器の状態及び当該容器が置いてある場所の塩素化ビフェニル等による汚染の有無	作業開始前	
		エチレンオキシド等	滅菌器の扉等が閉じていることを点検	エチレンオキシド等を充填する作業を開始する前	
		燻蒸作業	倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所からの臭化メチル等の漏えいの有無	作業に従事させるとき	
			天幕の破損の有無 燻蒸しようとするサイロが密閉されていることを	投薬を開始する前	
		1,3-プロパンスルトン等	蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における1,3-プロパンスルトン等の漏えいの有無	製造又は取り扱う作業を行うとき	
設備又は容器の保守点検 保護具の点検					
ジクロロベンジン等	ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部におけるジクロロベンジン等の漏えいの有無	製造又は取り扱う作業を行うとき			
	保護具の点検				

凡 例

法律より引用 政令より引用 省令より引用 告示より引用 通知より引用

点検箇所		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管
毒劇法	タンク・配管・バルブ・ポンプ設備	異常の有無の点検 (日常検査)	1回以上/1日	
	点検表に基づく項目	異常の有無の確認 (定期検査)	1回以上/年 (地震の場合は規模に応じ直ちに行う)	3年
	タンクの沈下状況	外側から水準義等の計測器を用いた測定	少なくとも1回/年	
	・日常点検、定期検査により著しい腐食、き裂など重大な異常が認められたタンク ・沈下量計測における沈下状況の結果、タンクの直径に対する不等沈下の数値の割合が、容量1000kl以上のものについては100分の1以上、1000kl未満のものについては50分の1以上生じたタンク ・内容量が毒物にあつては1000kl以上、劇物にあつては10000kl以上の液体を貯蔵する屋外タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク	内部開放検査 等 (精密検査)	異常確認時	
	送り出し又は受け入れに使用するホース及びその接続用具		その日の使用を開始する前	
	ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒劇物を貯蔵するタンク (タンク本体・ライニング全部・通気管・主配管・その他付属配管)	ライニングの検査	少なくとも1回/2年	
	安全弁		少なくとも1回/年、腐食性のあるものは1回/6ヶ月	
毒劇法	タンク・配管・バルブ・ポンプ設備	異常の有無の点検 (日常検査) ※漏えい検査設備による点検に代えられる)	1回以上/1日	
	点検表に基づく項目	異常の有無の確認 (定期検査)	1回以上/年 (地震の場合は直ちに行う)	3年
	・日常点検、定期検査により著しい腐食、き裂など重大な異常が認められたタンク ・内容量が毒物にあつては1000kl以上、劇物にあつては10000kl以上の液体を貯蔵する屋内タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク	内部開放検査 等 (精密検査)	異常確認時	
	送り出し又は受け入れに使用するホース及びその接続用具		その日の使用を開始する前	
	ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒劇物を貯蔵するタンク (タンク本体・ライニング全部・通気管・主配管・その他付属配管)	ライニングの検査	少なくとも1回/2年	
	安全弁		少なくとも1回/年、腐食性のあるものは1回/6ヶ月	

※毒物及び劇物取締法